

砂川市規則第26号

令和4年6月17日

新型コロナウイルス感染症等の影響により収入が減少した被保険者等に係る国民健康保険税の減免に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

砂川市長 善 岡 雅 文

(別 紙)

砂川市における新型コロナウイルス感染症等の影響により収入が減少した被保険者等に係る
国民健康保険税の減免に関する規則の一部を改正する規則

砂川市における新型コロナウイルス感染症等の影響により収入が減少した被保険者等に係る国民健康保険税の減免に関する規則（令和2年規則第28号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項及び第2項中「令和2年」を「令和3年」に改め、同条第3項中「令和2年度分及び令和3年度分」を「令和3年度分及び令和4年度分」に、「令和3年4月1日から令和4年3月31日まで」を「令和4年4月1日から令和5年3月31日まで」に改め、同条第4項中「令和2年度」を「令和3年度」に、「令和3年4月」を「令和4年4月」に改める。

第4条第2号中「令和2年」を「令和3年」に、「令和3年」を「令和4年」に改める。

第5条中「令和4年3月31日」を「令和5年3月31日」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。